

東員町委託業務発注基準

1 総則

東員町が発注する委託業務はこの基準によるものとする。

2 発注方式

発注方式は下表によるものとする。

一般競争入札（東員町条件付一般競争入札実施要綱による）

業種	入札参加資格要件
地籍調査	別紙入札参加資格要件一覧による。
委託業務（地籍調査を除く）	

3 特例

次に該当する場合には、上記の発注方式によらず、発注できるものとする。

- ア 案件の内容等の理由から、予想される入札参加希望者が、適正な競争性の確保が困難と判断できるほど少数であることが予め予想されるもの
- イ 一回以上の入札に付し、入札が不調又は不成立となった案件で、再度の入札に付すことが不相当と各部局長が認めるもの
- ウ 災害等緊急を要するもの
- エ 特殊技術等を要するもの
- オ 予定価格が50万円を超えない小規模委託業務
- カ 発注済の委託業務に密接な関連がある小規模委託業務
- キ その他東員町指名審査会が一般競争入札に付すことが不相当と認めるもの

4 入札参加資格

東員町入札参加資格者名簿に登録されている者とする。